

広報ちた「ふゆうちゃん掲示板」掲載に関する基準

平成29年6月1日作成

(趣旨)

- 1 この基準は、広報ちた「ふゆうちゃん掲示板」掲載の選定について必要な事項を定めるものとする。

(掲載の範囲)

- 2 市内で市民（市内の団体などを含む）が行うイベント・催し及び市内を拠点に活動する団体の会員募集に限る。

(掲載の不許可)

- 3 広報ちた「ふゆうちゃん掲示板」は次の各号のいずれかに該当すると認めるときは掲載しない。
 - (1) 団体などが営利的な目的で行う催しや教室・講座などの募集又はこれに類するもの（公共施設などを使用する際、使用目的が営利・宣伝又はこれに類すると判断されたものも含む）
 - (2) 政党・団体・宗教などが政治目的・勧誘目的で行う催しや募集又は宗教性のある催しや募集
 - (3) 連続性を持つ講座・講習・教室など（他の営利的な講座・講習・教室などと差異がないもの）
 - (4) 個人・団体などが、教室（塾など含む）などを主催する目的で行う募集（他の営利的な教室と差異のないもの）
 - (5) 地域の問題や行政の問題などを内容に含むもの
 - (6) 場所が公共施設でないもの又は一般市民が広く利用することのできない施設で行うもの
 - (7) 人権を侵害する表現、事実誤認・虚偽又は誇大な表現、他に不利益を与える表現があるもの
 - (8) 個人の宣伝や活動を目的としたもの（無料で開催する個展など市民の活動発表は除く）
 - (9) 社会問題等について主義主張するもの
 - (10) 公序良俗に反するもの

(11) 過去の活動や掲載においてトラブル・苦情のあったもの

(12) そのほか「広報ちた」に掲載することが適当でないと知多市が判断した催事
や募集等

(掲載の受付)

4 広報ちた「ふゆうちゃん掲示板」の受付は次の各号のとおり定める。

(1) 受付期間外の応募は掲載しない。

(2) 応募多数の場合は申し込み順で掲載し、掲載の可否は通知しない。

(掲載ページの制限)

5 各号に掲載する「ふゆうちゃん掲示板」は最大1ページを限度とする。

(掲載回数の制限)

6 同一内容の掲載は、年度内1回までとする。

(その他)

7 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、広報担当が協議により決定する。

附 則

この基準は、平成29年6月1日（7月号募集等）から施行する。